

【表紙】

| | |
|----------------------------------|---------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年5月28日 |
| 【発行者名】 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 村上 雅彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 小濱 公哉 |
| 【電話番号】 | 03-6447-6147 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日興GSグロース・マーケット・ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額 上限5兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので、平成24年11月28日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの基本的性格

(略)

<訂正前>

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<訂正後>

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

<更新・追加>

特色
1**新興国の中でも、世界経済の成長に大きな貢献が見込まれる国々を「グロース・マーケット」として選別し、主な投資対象とします。**

- 高い経済成長性に加え、経済・金融市場の規模と厚みを兼ね備えた「グロース・マーケット」では、企業活動や投資の活発化と一層の経済成長との間の好循環が期待され、魅力的な投資機会が存在すると考えられます。

特色
2**「グロース・マーケット」の株式を対象に、ボトムアップ・リサーチにより投資銘柄を厳選します。**

- 投資対象には、現地通貨建て上場株式のほか、当該株式を裏づけ資産としたDR(預託証券)ならびに「グロース・マーケット」で事業展開を行なう他国の企業の株式なども含まれます。

特色
3**実質的な運用は、「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」が行ないます。**

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)*をはじめとするゴールドマン・サックス(GS)グループは、新興国の調査・分析を強みの一つとしています。「グロース・マーケット」については、GSAMが選別を行ないます。

*GSグループの資産運用グループ全体をGSAMといいます。

※GSグループは、経済発展が著しいブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国を2001年に「BRICs」として、また、「BRICs」に続き世界の牽引役となることが期待される11カ国を2005年に「ネクスト11(NEXT11)」として提唱したことで知られています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

GSAMおよびGSグループについて



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、世界有数の金融グループであるゴールドマン・サックス(GS)グループの投資運用部門に属しています。当ファンドの主な投資対象である円建外国投資信託「ゴールドマン・サックス・グロース・マーケット・エクイティ・サブトラスト」の運用は、GSAMのファンダメンタル株式運用グループが担当します。

GSグループについて

- GSグループは、1869年(明治2年)の創立以来、約140年の歴史を持つ世界でもトップクラスの金融グループです。
- 同グループは、ニューヨークを本拠に、世界30カ国以上の主要50都市に拠点を配し、個人のお客様から世界中の政府機関・企業・金融機関に至るまで、様々な顧客層に資産運用業務・投資銀行業務、証券業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。(2012年6月現在)

GSAMについて

- 設立年：1988年
- 運用資産残高：7,161億米ドル(約57.1兆円*)
*1米ドル=79.79円で換算(2012年6月末現在)

ファンダメンタル株式運用グループのご紹介



(2012年6月末現在)



『グロース・マーケット』:新しい世界の枠組み

新興国の台頭が顕著となっています。ただし、一口に新興国と言っても、規模や成長性はさまざまです。特に、世界の経済成長に及ぼす影響力の大きさの点で、一部の国々が突出していることを考えると、それらの国々まで「新興国」という従来の枠組みで捉えるのではなく、新たな枠組みが必要になっていると考えられます。

台頭する新興国経済



※先進国、新興国の分類については、IMFの定義に基づいています。

IMF[World Economic Outlook, April 2013]のデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

変化する世界の 枠組み



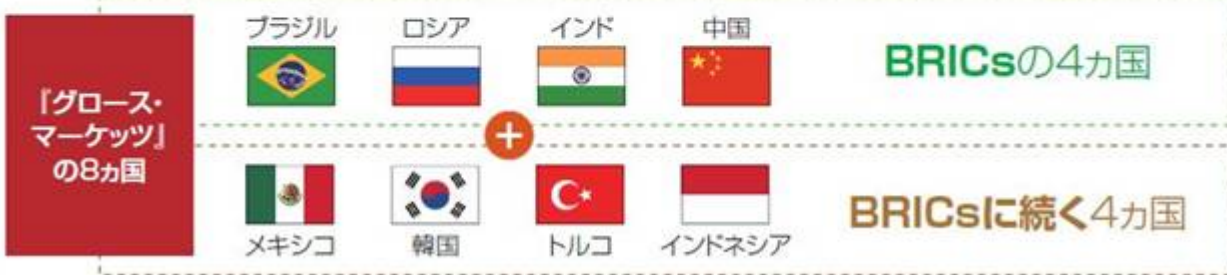
*「グロース・マーケット(成長国)」は、資料によっては、「グロース・マーケット(成長市場)」と表記されることもあります。

『グロース・マーケット』とは

ゴールドマン・サックスが2001年に提唱したBRICs、2005年に提唱したネクスト11に続き、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが2011年に提唱した新しい世界の枠組みです。

| | |
|------------|---|
| 主な 選定基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●世界経済の成長に大きく貢献すると見込まれるダイナミックな国々 ●先進国以外で世界のGDPの1%以上を占める国 |
| 主な特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ●成長に有利な人口構成を有し、生産性向上の可能性が高く、比較的早いペースでの経済成長が期待できる。 ●十分な規模と厚みを備えた資本市場を有し、経済成長に必要な環境が整っている。 |

出所:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント



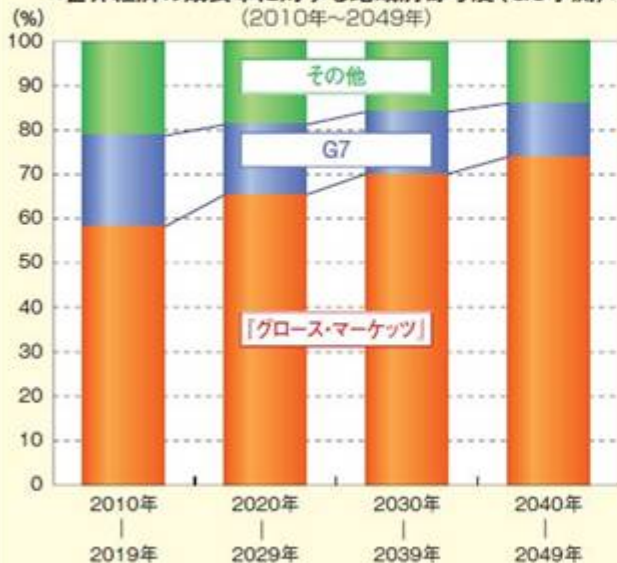
(2012年9月末時点)

※「グロース・マーケット」の構成国および構成国数については将来変更になる可能性があります。

『グロース・マーケット』：世界経済の新たな牽引役

世界経済の成長に大きく貢献すると見込まれる「グロース・マーケット」

＜世界経済の成長率に対する地域別寄与度 (GS予測)＞
(2010年～2049年)



＜世界経済の成長率に対する寄与度上位* (GS予測)＞
(2010年～2049年)

| | 2010年～2019年 | 2020年～2029年 | 2030年～2039年 | 2040年～2049年 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 中国 | 中国 | 中国 | 中国 |
| 2 | 米国 | 米国 | インド | インド |
| 3 | インド | インド | 米国 | 米国 |
| 4 | ブラジル | ブラジル | ブラジル | ブラジル |
| 5 | ロシア | ロシア | インドネシア | インドネシア |
| 6 | メキシコ | インドネシア | メキシコ | メキシコ |
| 7 | 日本 | メキシコ | ロシア | ナイジェリア |
| 8 | 韓国 | トルコ | トルコ | フィリピン |
| 9 | トルコ | 日本 | フィリピン | トルコ |
| 10 | インドネシア | イラン | ナイジェリア | エジプト |
| 11 | 英国 | サウジアラビア | エジプト | ロシア |
| 12 | ドイツ | 韓国 | イラン | ベトナム |
| 13 | イラン | 英国 | 東アフリカ | 東アフリカ |
| 14 | サウジアラビア | ナイジェリア | ドイツ | パキスタン |
| 15 | 南アフリカ | 南アフリカ | ベトナム | バングラデシュ |
| 16 | ナイジェリア | フィリピン | 英国 | サウジアラビア |
| 17 | エジプト | エジプト | サウジアラビア | イラン |
| 18 | フィリピン | ベトナム | パキスタン | 英国 |
| 19 | ベトナム | ドイツ | バングラデシュ | ドイツ |
| 20 | パキスタン | パキスタン | 韓国 | 日本 |
| 21 | バングラデシュ | バングラデシュ | 日本 | 韓国 |

*2020年以降のランキングについては、世界各国のうち、2010年～2019年の世界経済の成長率に対して寄与度が高い上位21カ国を対象としています。

出所：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、GSグローバルECS調査部

※グラフデータは過去のものおよび予測であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

なぜ、『グロース・マーケット』なのか

『グロース・マーケット』には魅力的な人口構成および経済基盤の拡充を背景とした高い経済成長性(A)と十分な規模・厚みを兼ね備えた資本市場(B)という2つの特徴があります。これらの相乗効果が、企業活動や投資の活発化などを通じて一層の経済成長を促すという好循環につながるだけでなく、株式市場もこうした成長の恩恵を享受し、相対的に優れたリターンを示す可能性が高いと考えられます。

高い経済成長性および経済・金融市場の規模と厚みを兼ね備える「グロース・マーケット」



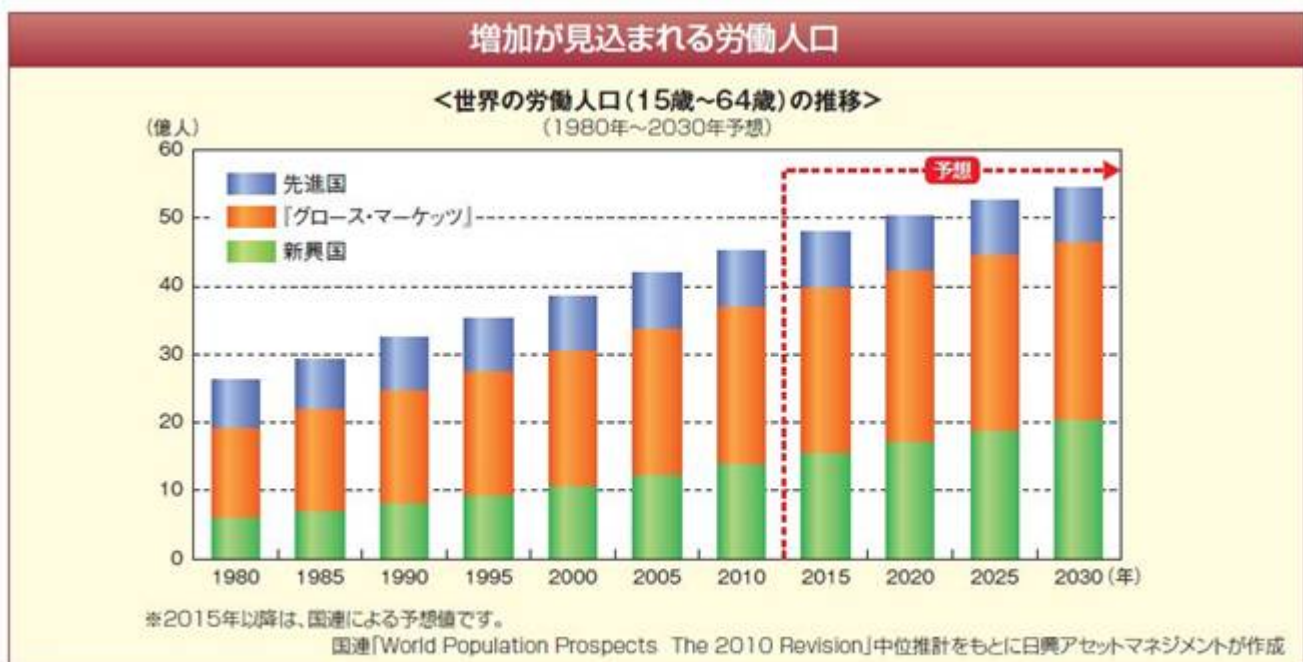
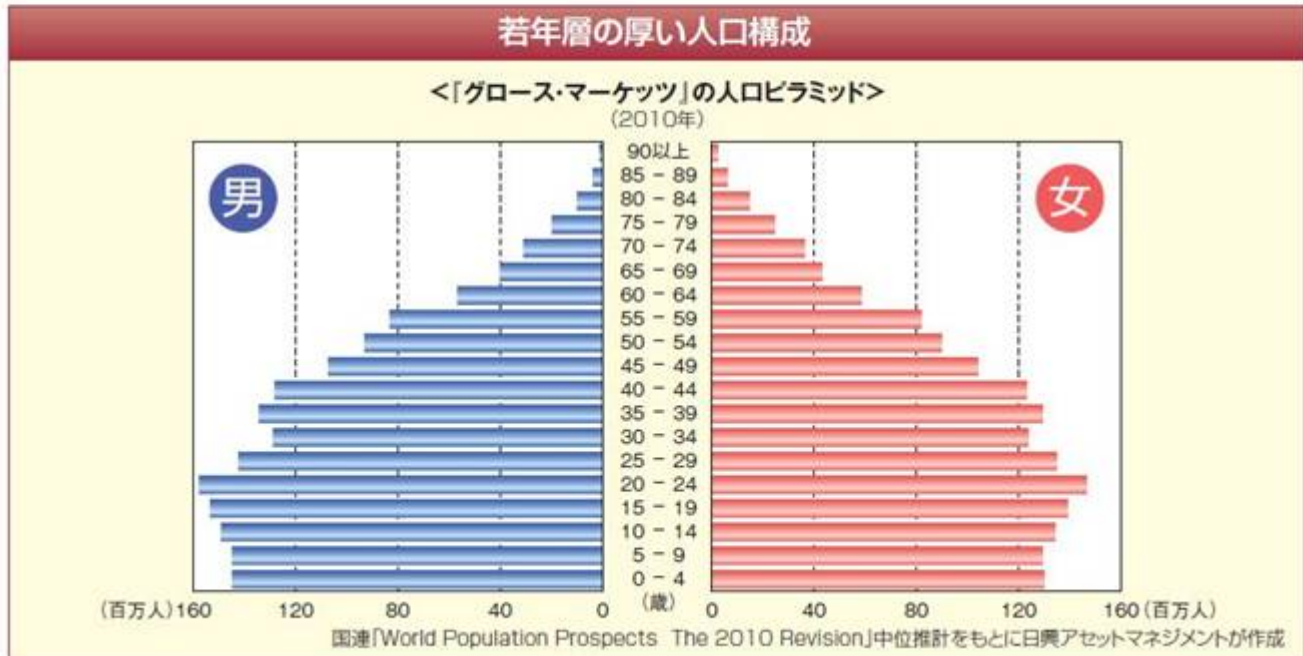
※上図はイメージであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

『グロース・マーケット』経済の特徴

A 高い経済成長性

① 魅力的な人口構成

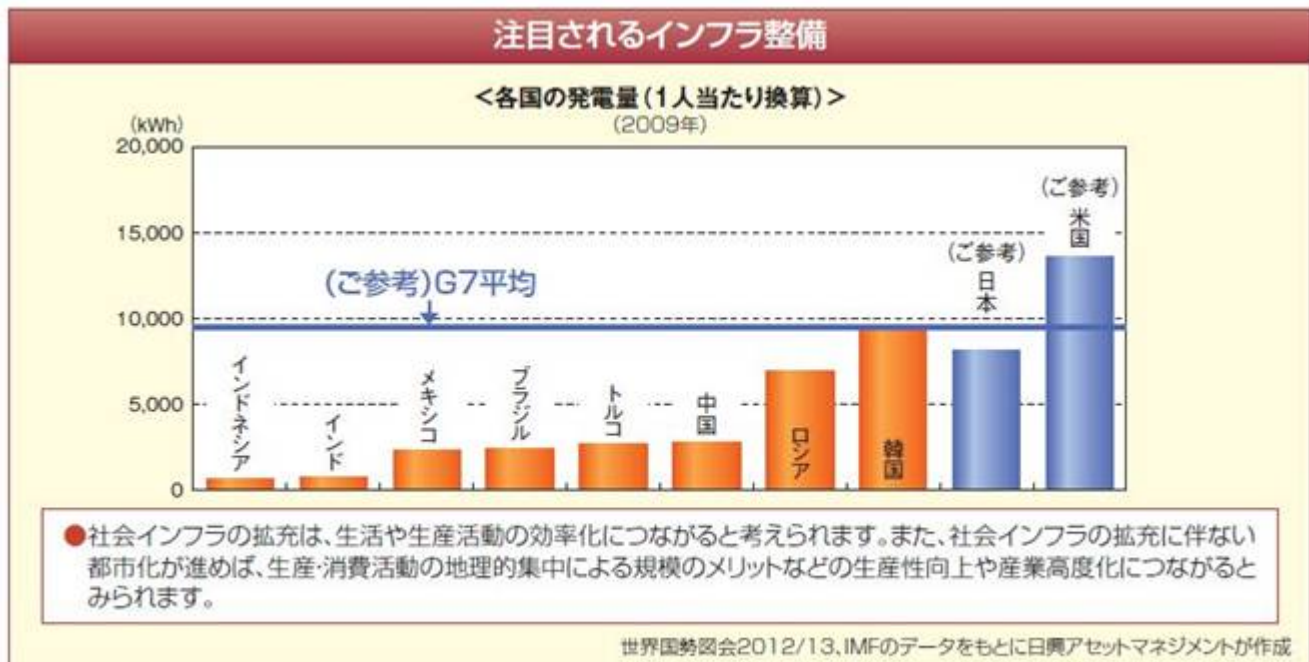
労働人口の増加は、生産能力の増大にとどまらず、個人消費の拡大にもつながる傾向があることから、経済成長の大きな牽引役とされています。若年層の厚い『グロース・マーケット』は、今後、労働人口や所得の増加などを追い風に、経済規模を拡大させると見込まれます。



※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

② 飛躍に向けた土台の整備

持続的な経済成長に向けては、社会インフラの拡充やテクノロジーの普及のほか、政治・経済状況の改善・向上などといった、「成長の土台（経済基盤）」の整備が重要な役割を果たします。「グロース・マーケット」の場合、一定の経済基盤を備えているものの、依然として拡充の余地を残していることから、さらに整備を進めることで、成長ベースを大きく押し上げることが可能と考えられます。

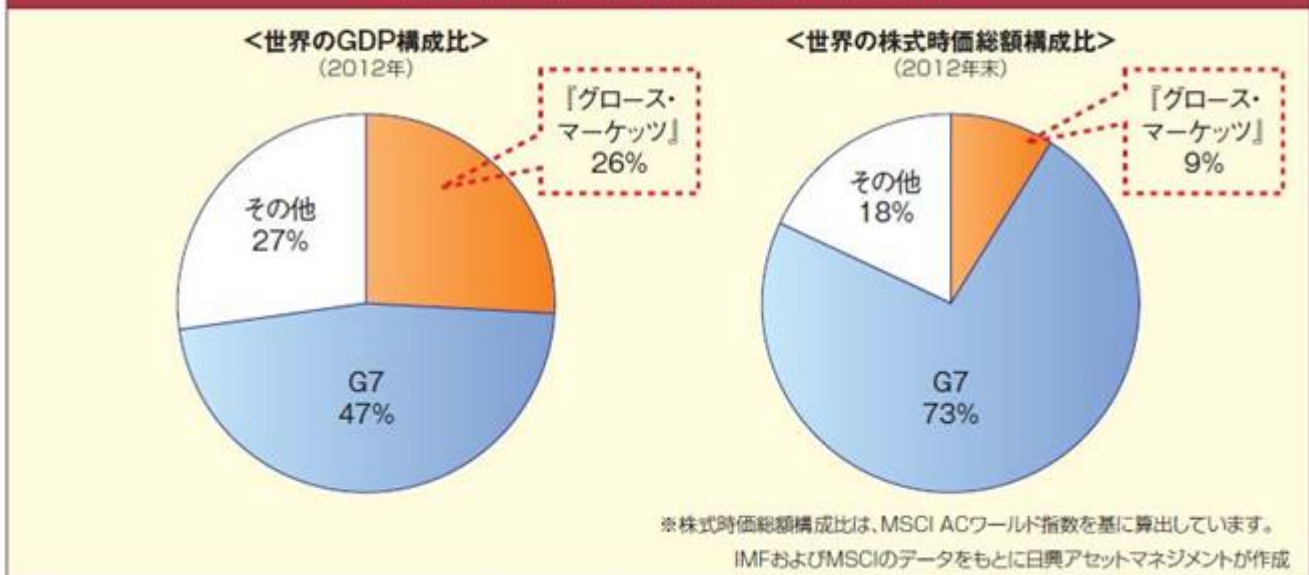


『グロース・マーケット』株式市場の特徴

B 資本市場の規模と厚み ① 期待される存在感の高まり

新興国の高成長に伴ない、世界の機関投資家の運用資産に占める新興国の割合は今後一層、高まると見込まれます。中でも『グロース・マーケット』は、経済面での台頭にとどまらず、金融市場の存在感の高まりや流動性の向上といった強みを有していることから、海外からの資金流入が特に活発化すると考えられます。

世界のGDPと株式時価総額の構成比に乖離



※上記データは、特定国および地域における株式市場の時価総額がGDP規模とともに変化することや、同様の比率で変化することを約束するものではありません。

過去と比べて流動性は拡大傾向に

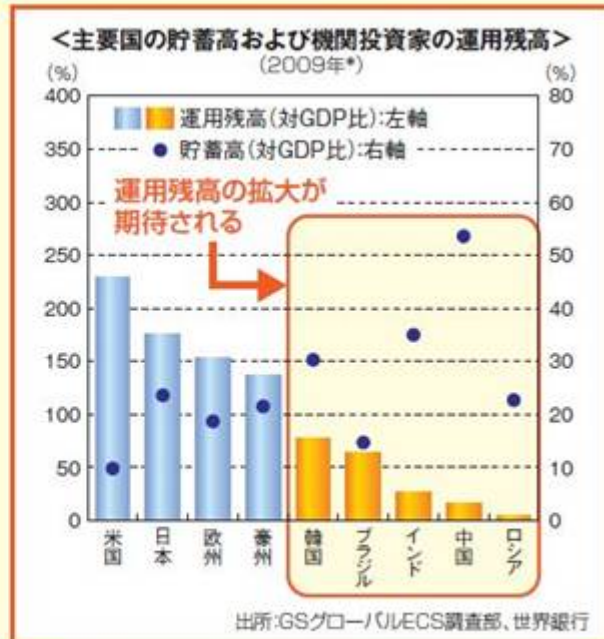
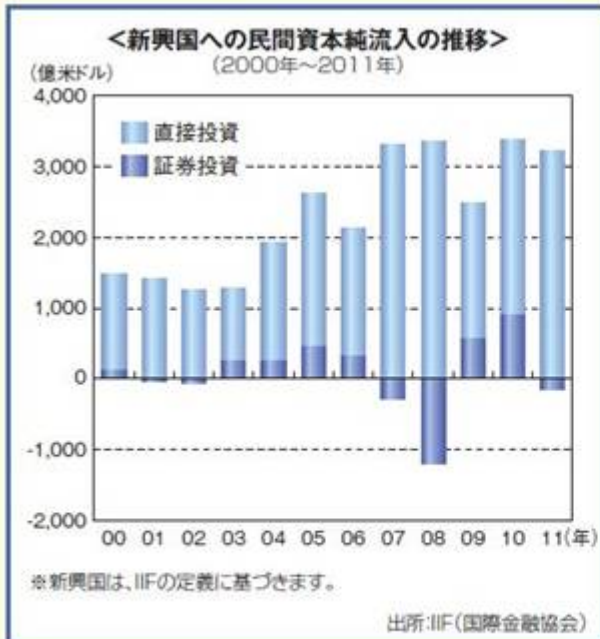


※グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

② 高まる資産運用ニーズ

世界における存在感が増すにつれて、先進国から「グロース・マーケット」への資金流入が今後、一層拡大していくとみられます。また、かつて先進国で見られたように、家計所得の増加や金融商品の多様化、さらに、社会保障の整備などが進むにつれて、相対的に貯蓄率が高い「グロース・マーケット」でも、個人金融資産に占める株式の割合が高まると考えられます。加えて、生保や年金といった機関投資家の台頭も見込まれます。

「個人の貯蓄」と「機関投資家の運用資産」の拡大が株式市場の押し上げ要因に



*運用残高:日本およびロシアは2010年3月末、ブラジルは2010年4月末、貯蓄高:豪州のみ2008年時点

「グロース・マーケット」の株式市場への資金流入増加のイメージ



※上図はイメージです。

**為替リスクがない、情報の入手が容易といった事情や、外貨建資産の運用規制の存在などを背景に、投資家が外貨建資産よりも自国資産により多く投資配分すること

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

運用プロセス

当ファンドが主な投資対象とする、ケイマン籍円建外国投資信託「ゴールドマン・サックス・グロース・マーケット・エクイティ・サブトラスト」では、以下のプロセスのもと、ボトムアップ・リサーチに基づき投資銘柄を厳選します。



ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(配分方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合に、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成24年9月末現在）
（略）

< 訂正後 >

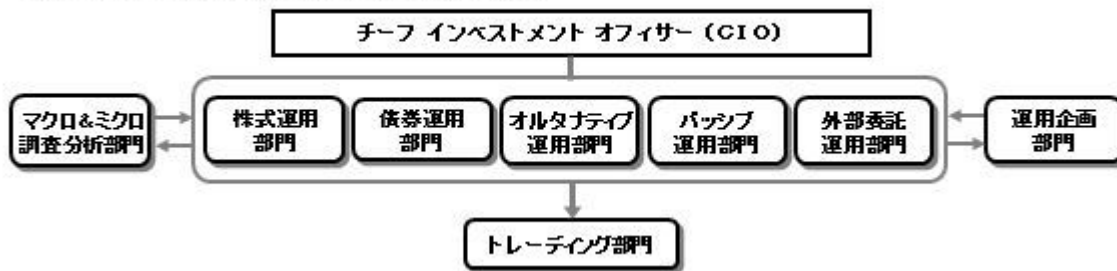
委託会社の概況（平成25年3月末現在）
（略）

2 投資方針

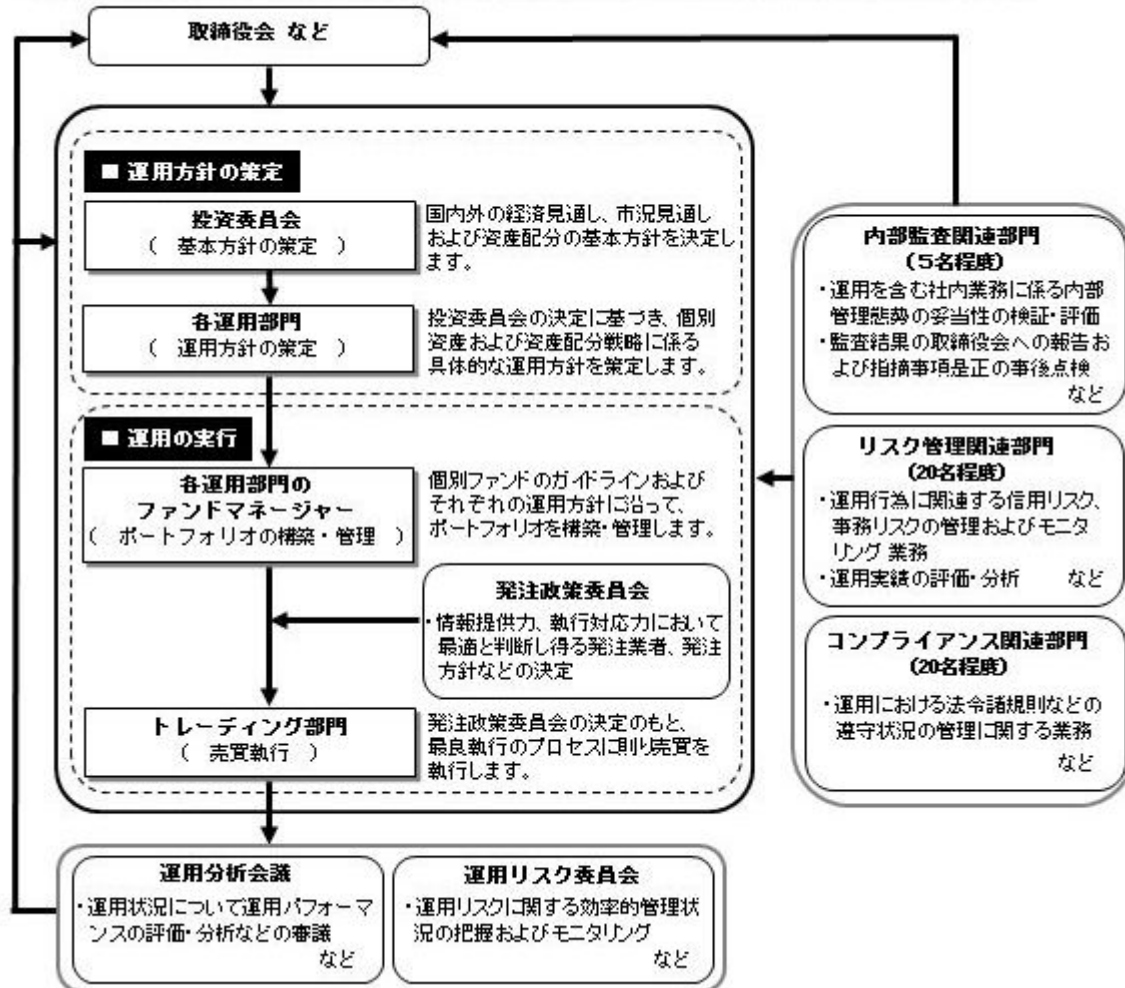
(3) 運用体制

<更新・追加>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

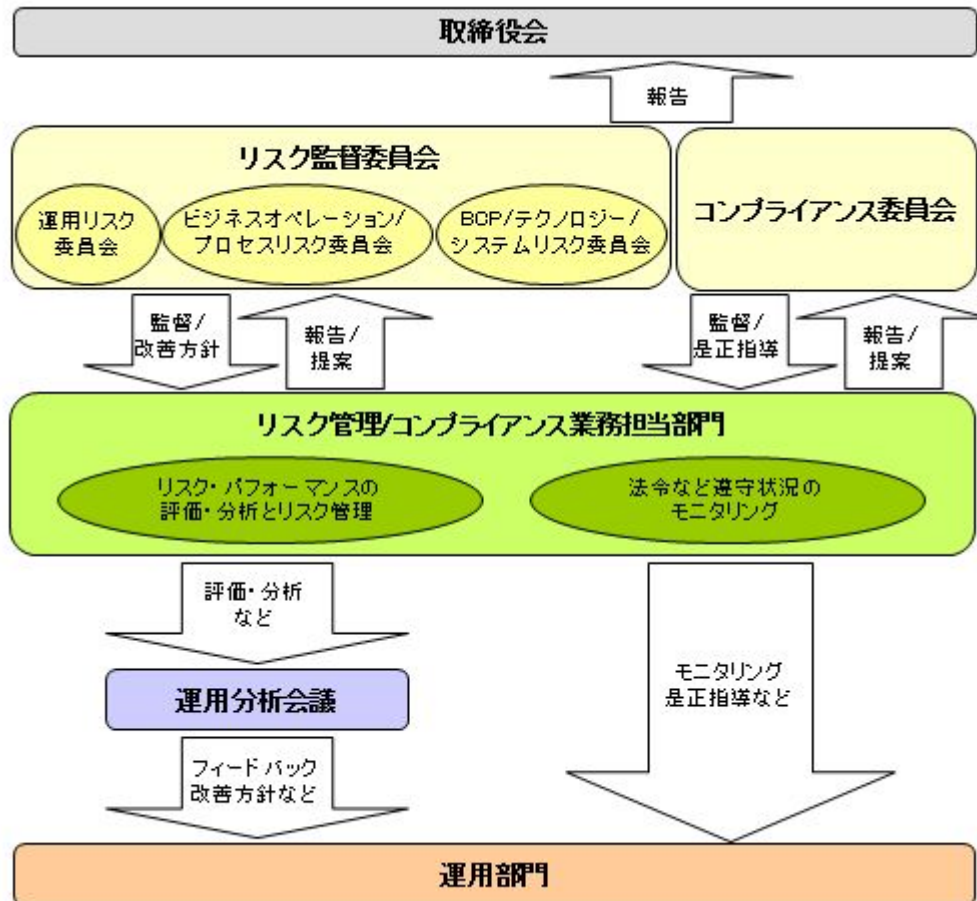


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク （2）リスク管理体制 <更新・追加>



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<更新・追加>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となります。確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

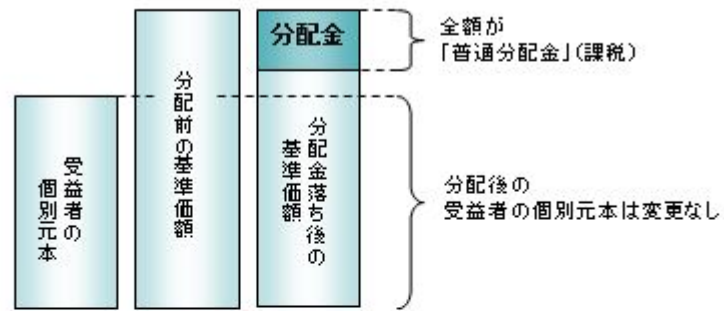
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

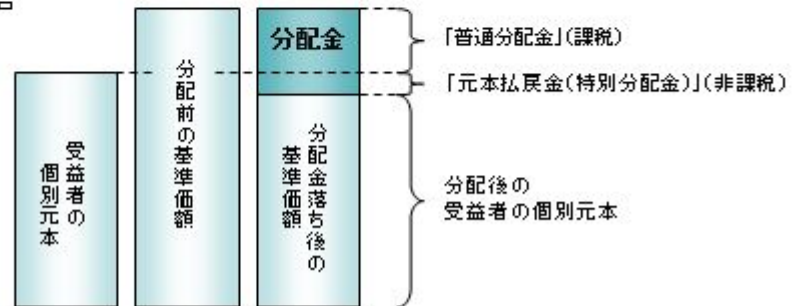
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成25年5月28日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新・追加>

以下の運用状況は2013年3月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン島 | 7,302,003,428 | 99.03 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 7,288,139 | 0.10 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | - | 64,333,815 | 0.87 |
| 合計(純資産総額) | | 7,373,625,382 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------|-----------|--------------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ケイマン島 | 投資信託受益証券 | ゴールドマン・サックス・グロース・マーケッツ・エクイティ・サブ・トラスト | 5,178,725,836 | 1.0934 | 5,662,527,847 | 1.4100 | 7,302,003,428 | 99.03 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・アカウント・マザーファンド | 7,265,616 | 1.0026 | 7,284,537 | 1.0031 | 7,288,139 | 0.10 |

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.03 |
| 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 合計 | 99.13 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績
純資産の推移

| 期別 | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---------|-------------|------------|--------|--------------|--------|
| | | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1計算期間末 | 2012年 8月28日 | 13,291 | 13,291 | 1.0636 | 1.0636 |
| | 2012年 3月末日 | 14,182 | - | 1.1899 | - |
| | 4月末日 | 11,167 | - | 1.1556 | - |
| | 5月末日 | 11,101 | - | 0.9970 | - |
| | 6月末日 | 13,037 | - | 1.0046 | - |
| | 7月末日 | 13,718 | - | 1.0441 | - |
| | 8月末日 | 12,813 | - | 1.0396 | - |
| | 9月末日 | 12,452 | - | 1.0909 | - |
| | 10月末日 | 11,160 | - | 1.1243 | - |
| | 11月末日 | 10,864 | - | 1.1707 | - |
| | 12月末日 | 9,226 | - | 1.2811 | - |
| | 2013年 1月末日 | 8,279 | - | 1.3898 | - |
| | 2月末日 | 7,557 | - | 1.3641 | - |
| | 3月末日 | 7,373 | - | 1.3995 | - |

分配の推移

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|------|-------------------------|--------------|
| 第1期 | 2011年 9月30日～2012年 8月28日 | 0 |
| 当中間期 | 2012年 8月29日～2013年 2月28日 | - |

収益率の推移

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|------|-------------------------|--------|
| 第1期 | 2011年 9月30日～2012年 8月28日 | 6.36 |
| 当中間期 | 2012年 8月29日～2013年 2月28日 | 28.25 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------|-------------------------|----------------|----------------|
| 第1期 | 2011年 9月30日～2012年 8月28日 | 74,090,574,848 | 61,593,334,620 |
| 当中間期 | 2012年 8月29日～2013年 2月28日 | 2,808,611,394 | 9,765,624,509 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2013年3月29日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

| 2012年8月 | 設定来累計 |
|---------|-------|
| 0円 | 0円 |

主要な資産の状況

※ゴールドマン・サックス・グローバル・マーケット・エクイティ・サブトラストのポートフォリオの内容です。

<資産構成比>

| 組入資産 | 比率 |
|-------|-------|
| 株式 | 97.2% |
| 現金その他 | 2.8% |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

<国別構成比>

| | 国名 | 比率 |
|---|--------|-------|
| 1 | 中国 | 25.4% |
| 2 | 韓国 | 21.2% |
| 3 | ブラジル | 19.1% |
| 4 | インド | 10.1% |
| 5 | ロシア | 9.1% |
| 6 | メキシコ | 8.1% |
| 7 | インドネシア | 3.7% |
| 8 | トルコ | 3.3% |
| 9 | その他 | 0.0% |
| | 合計 | 100% |

<通貨別構成比>

| | 通貨 | 比率 |
|---|-----------|-------|
| 1 | 香港ドル | 21.8% |
| 2 | 韓国ウォン | 20.8% |
| 3 | ブラジルレアル | 20.2% |
| 4 | インドルピー | 11.4% |
| 5 | ロシアルーブル | 10.0% |
| 6 | メキシコペソ | 9.5% |
| 7 | インドネシアルピア | 3.2% |
| 8 | トルコリラ | 2.3% |
| 9 | その他 | 0.8% |
| | 合計 | 100% |

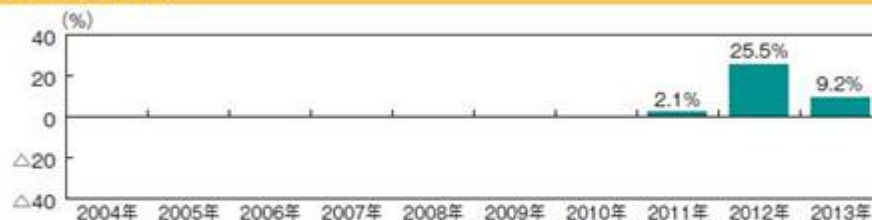
<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:83銘柄)

| | 銘柄名 | 国名 | 業種 | 比率 |
|----|--------------------------------|------|----------|------|
| 1 | Samsung Electronics Co Ltd | 韓国 | 情報技術 | 7.8% |
| 2 | China Petroleum & Chemical Cor | 中国 | エネルギー | 2.5% |
| 3 | Vale SA | ブラジル | 素材 | 2.4% |
| 4 | PetroChina Co Ltd | 中国 | エネルギー | 2.3% |
| 5 | Tencent Holdings Ltd | 中国 | 情報技術 | 2.3% |
| 6 | Banco Bradesco SA | ブラジル | 金融 | 2.2% |
| 7 | China Mobile Ltd | 中国 | 電気通信サービス | 2.1% |
| 8 | Itau Unibanco Holding SA | ブラジル | 金融 | 2.0% |
| 9 | Petroleo Brasileiro SA | ブラジル | エネルギー | 2.0% |
| 10 | China Oilfield Services Ltd | 中国 | エネルギー | 2.0% |

※比率は当外国投資信託の組入株式時価総額比です。

※国別構成比および上記国名については、実質的な投資先の国に分類して計算しています。
※通貨別構成比については、原則として実質的な投資先の国の通貨に換算して計算しています。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

有価証券などの評価基準

<訂正前>

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

(略)

<訂正後>

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

(略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年8月29日から平成25年2月28日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

日興GSグロース・マーケット・ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位:円)

| 科目 | 期別 | 当中間計算期間末 平成25年 2月28日現在 |
|-----------------|----|---------------------------|
| | 金額 | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 428,569,361 |
| 投資信託受益証券 | | 7,480,182,366 |
| 親投資信託受益証券 | | 7,685,187 |
| 未収入金 | | 21,852,134 |
| 未収利息 | | 818 |
| 流動資産合計 | | 7,938,289,866 |
| 資産合計 | | |
| | | 7,938,289,866 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 321,164,807 |
| 未払受託者報酬 | | 1,670,216 |
| 未払委託者報酬 | | 56,232,489 |
| その他未払費用 | | 1,972,124 |
| 流動負債合計 | | 381,039,636 |
| 負債合計 | | |
| | | 381,039,636 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 5,540,227,113 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | | 2,017,023,117 |
| (分配準備積立金) | | 58,995,507 |
| 元本等合計 | | 7,557,250,230 |
| 純資産合計 | | |
| | | 7,557,250,230 |
| 負債純資産合計 | | |
| | | 7,938,289,866 |

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

| 科目 | 期別 | 当中間計算期間 自 平成24年 8月29日 至 平成25年 2月28日 |
|---|----|---|
| | 金額 | |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | | 161,766 |
| 有価証券売買等損益 | | 2,654,265,455 |
| 営業収益合計 | | 2,654,427,221 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | | 1,670,216 |
| 委託者報酬 | | 56,232,489 |
| その他費用 | | 1,972,124 |
| 営業費用合計 | | 59,874,829 |
| 営業利益又は営業損失() | | 2,594,552,392 |
| 経常利益又は経常損失() | | 2,594,552,392 |
| 中間純利益又は中間純損失() | | 2,594,552,392 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | | 1,359,518,544 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 794,506,370 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 754,433,798 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 754,433,798 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 766,950,899 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 766,950,899 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | |
| 分配金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | | 2,017,023,117 |

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(中間貸借対照表に関する注記)

| | | 当中間計算期間末 平成25年 2月28日現在 |
|----|-----------|---------------------------|
| 1. | 期首元本額 | 12,497,240,228円 |
| | 期中追加設定元本額 | 2,808,611,394円 |
| | 期中一部解約元本額 | 9,765,624,509円 |
| 2. | 受益権の総数 | 5,540,227,113口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| |
|--|
| 当中間計算期間 自 平成24年 8月29日 至 平成25年 2月28日 該当事項はありません。 |
|--|

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | | 当中間計算期間末 平成25年 2月28日現在 |
|-------------------------|--|---------------------------|
| 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | |

(1口当たり情報)

| | | 当中間計算期間末 平成25年 2月28日現在 |
|--------------|--|---------------------------|
| 1口当たり純資産額 | | 1.3641円 |
| (1万口当たり純資産額) | | (13,641円) |

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年3月29日現在です。

純資産額計算書

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 7,679,679,366 円 |
| 負債総額 | 306,053,984 円 |
| 純資産総額(-) | 7,373,625,382 円 |
| 発行済口数 | 5,268,907,856 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.3995 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

<更新・追加>

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

| | | |
|------------|----------|-----------------|
| 平成25年3月末現在 | 資本金 | 17,363,045,900円 |
| | 発行可能株式総数 | 230,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 197,012,500株 |

過去5年間における主な資本金の増減

| 年月日 | 変更後（変更前） |
|------------|----------------------------------|
| 平成20年6月23日 | 16,403,045,900円（16,287,728,400円） |
| 平成21年10月1日 | 17,363,045,900円（16,403,045,900円） |

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(平成25年3月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

(平成25年3月末現在)

2 事業の内容及び営業の概況

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成25年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類 | ファンド本数 | 純資産額 (単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 442 | 87,947 |
| 株式投資信託 | 379 | 69,807 |
| 単位型 | 44 | 934 |
| 追加型 | 335 | 68,873 |
| 公社債投資信託 | 63 | 18,139 |
| 単位型 | 46 | 519 |
| 追加型 | 17 | 17,620 |
| 投資法人合計 | 1 | 60 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第52期 (平成23年 3月31日) | | 第53期 (平成24年 3月31日) | |
|------------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | 3 | 21,290 | 3 | 17,352 |
| 前払費用 | | 330 | | 332 |
| 未収入金 | | 4 | | 1 |
| 未収委託者報酬 | | 6,173 | | 5,872 |
| 未収収益 | 3 | 422 | 3 | 543 |
| 関係会社短期貸付金 | | - | | 33 |
| 立替金 | | 504 | | 1,094 |
| 繰延税金資産 | | 1,142 | | 1,084 |
| その他 | 2 | 30 | 2 | 30 |
| 流動資産合計 | | 29,897 | | 26,345 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 67 | 1 | 66 |
| 器具備品 | 1 | 147 | 1 | 137 |
| 有形固定資産合計 | | 215 | | 203 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 101 | | 72 |
| 無形固定資産合計 | | 101 | | 72 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 7,030 | | 3,002 |
| 関係会社株式 | | 16,225 | | 24,320 |
| 関係会社長期貸付金 | | 60 | | 60 |
| 長期差入保証金 | | 962 | | 774 |
| 繰延税金資産 | | 868 | | 723 |
| 投資その他の資産合計 | | 25,147 | | 28,880 |
| 固定資産合計 | | 25,463 | | 29,156 |
| 資産合計 | | 55,361 | | 55,502 |

| | 第52期 (平成23年3月31日) | | 第53期 (平成24年3月31日) | |
|-----------------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 150 | | 194 |
| 未払金 | | 3,354 | | 3,086 |
| 未払収益分配金 | | 8 | | 7 |
| 未払償還金 | | 181 | | 129 |
| 未払手数料 | 3 | 2,870 | 3 | 2,486 |
| その他未払金 | | 294 | | 462 |
| 未払費用 | 3 | 3,253 | 3 | 2,807 |
| 未払法人税等 | | 945 | | 1,295 |
| 未払消費税等 | | 108 | | 281 |
| 賞与引当金 | | 2,149 | | 2,039 |
| 役員賞与引当金 | | 237 | | 105 |
| 流動負債合計 | | 10,199 | | 9,809 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 818 | | 907 |
| その他 | | 55 | | 55 |
| 固定負債合計 | | 874 | | 963 |
| 負債合計 | | 11,073 | | 10,773 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 17,363 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 5,220 | | 5,220 |
| その他資本剰余金 | | 4 | | - |
| 資本剰余金合計 | | 5,225 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 21,703 | | 22,172 |
| 利益剰余金合計 | | 21,703 | | 22,172 |
| 自己株式 | | 68 | | 68 |
| 株主資本合計 | | 44,224 | | 44,687 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 63 | | 42 |
| 評価・換算差額等合計 | | 63 | | 42 |
| 純資産合計 | | 44,287 | | 44,729 |
| 負債純資産合計 | | 55,361 | | 55,502 |

（ 2 ） 【 損益計算書 】

(単位：百万円)

| | 第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日) | 第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) |
|------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 52,650 | 56,698 |
| その他営業収益 | 2,581 | 2,025 |
| 営業収益合計 | 55,231 | 58,724 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 26,518 | 29,251 |
| 広告宣伝費 | 803 | 673 |
| 公告費 | 13 | 3 |
| 調査費 | 11,373 | 11,397 |
| 調査費 | 698 | 719 |
| 委託調査費 | 10,654 | 10,660 |
| 図書費 | 20 | 18 |
| 委託計算費 | 335 | 348 |
| 営業雑経費 | 557 | 577 |
| 通信費 | 176 | 206 |
| 印刷費 | 287 | 247 |
| 協会費 | 41 | 43 |
| 諸会費 | 8 | 9 |
| その他 | 43 | 70 |
| 営業費用計 | 39,601 | 42,252 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 7,045 | 6,991 |
| 役員報酬 | 239 | 237 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 237 | 105 |
| 給料・手当 | 4,391 | 4,508 |
| 賞与 | 27 | 101 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,149 | 2,039 |
| 交際費 | 73 | 74 |
| 寄付金 | 140 | 111 |
| 旅費交通費 | 389 | 328 |
| 租税公課 | 133 | 145 |
| 不動産賃借料 | 921 | 749 |
| 退職給付費用 | 305 | 307 |
| 退職金 | 12 | 8 |
| 固定資産減価償却費 | 175 | 143 |
| 諸経費 | 2,953 | 3,110 |
| 一般管理費計 | 12,149 | 11,971 |
| 営業利益 | 3,480 | 4,500 |

| | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | | 第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | |
|----------------|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 2 | | 15 |
| 受取配当金 | 1 | 1,071 | 1 | 757 |
| 有価証券償還益 | | 29 | | 19 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 8 | | 35 |
| その他 | | 10 | | 18 |
| 営業外収益合計 | | 1,121 | | 846 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 10 | | 10 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 34 | | 77 |
| 支払源泉所得税 | | 106 | | 74 |
| 為替差損 | | 1 | | 35 |
| 弁護士報酬等 | | - | | 180 |
| その他 | | 0 | | 4 |
| 営業外費用合計 | | 153 | | 381 |
| 経常利益 | | 4,448 | | 4,965 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 49 | | 1 |
| 子会社投資損失引当金戻入額 | | 576 | | - |
| その他 | | 23 | | - |
| 特別利益合計 | | 649 | | 1 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 0 | | 0 |
| 固定資産処分損 | | 4 | | 6 |
| 役員退職一時金 | | - | | 369 |
| 過年度敷金償却費用 | | 58 | | - |
| 特別損失合計 | | 62 | | 376 |
| 税引前当期純利益 | | 5,034 | | 4,590 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,134 | | 1,795 |
| 法人税等調整額 | | 705 | | 224 |
| 法人税等合計 | | 1,839 | | 2,020 |
| 当期純利益 | | 3,195 | | 2,570 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
|----------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 17,363 | 17,363 |
| 当期末残高 | 17,363 | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 5,220 | 5,220 |
| 当期末残高 | 5,220 | 5,220 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4 | 4 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | - | 4 |
| 当期変動額合計 | - | 4 |
| 当期末残高 | 4 | - |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 5,225 | 5,225 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | - | 4 |
| 当期変動額合計 | - | 4 |
| 当期末残高 | 5,225 | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 18,814 | 21,703 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 305 | 1,502 |
| 当期純利益 | 3,195 | 2,570 |
| 自己株式の処分 | - | 599 |
| 当期変動額合計 | 2,889 | 468 |
| 当期末残高 | 21,703 | 22,172 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 18,814 | 21,703 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 305 | 1,502 |
| 当期純利益 | 3,195 | 2,570 |
| 自己株式の処分 | - | 599 |
| 当期変動額合計 | 2,889 | 468 |
| 当期末残高 | 21,703 | 22,172 |

| | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 53 | 68 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 14 | 8,700 |
| 自己株式の処分 | - | 8,700 |
| 当期変動額合計 | 14 | - |
| 当期末残高 | 68 | 68 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 41,349 | 44,224 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 305 | 1,502 |
| 当期純利益 | 3,195 | 2,570 |
| 自己株式の取得 | 14 | 8,700 |
| 自己株式の処分 | - | 8,095 |
| 当期変動額合計 | 2,874 | 463 |
| 当期末残高 | 44,224 | 44,687 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 121 | 63 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 57 | 21 |
| 当期変動額合計 | 57 | 21 |
| 当期末残高 | 63 | 42 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 121 | 63 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 57 | 21 |
| 当期変動額合計 | 57 | 21 |
| 当期末残高 | 63 | 42 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 41,470 | 44,287 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 305 | 1,502 |
| 当期純利益 | 3,195 | 2,570 |
| 自己株式の取得 | 14 | 8,700 |
| 自己株式の処分 | - | 8,095 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 57 | 21 |
| 当期変動額合計 | 2,817 | 441 |
| 当期末残高 | 44,287 | 44,729 |

重要な会計方針

| 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | |
|---------------------------------------|---|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 4年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |
| 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p> |

追加情報

| 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | |
|--|--|
| <p>「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> | |

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第52期 (平成23年3月31日) | 第53期 (平成24年3月31日) |
|---|--|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 971百万円</p> <p> 器具備品 571百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p> その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でNCT信託銀行株式会社を合併しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p> (流動資産)</p> <p> 現金・預金 10,013百万円</p> <p> 未収収益 31百万円</p> <p> (流動負債)</p> <p> 未払手数料 24百万円</p> <p> 未払費用 226百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p> 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 1,012百万円</p> <p> 器具備品 590百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p> その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p> (流動資産)</p> <p> 現金・預金 5,802百万円</p> <p> 未収収益 217百万円</p> <p> (流動負債)</p> <p> 未払手数料 42百万円</p> <p> 未払費用 259百万円</p> <p>4 保証債務</p> <p> 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。</p> |

（損益計算書関係）

| 第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) |
|---|---|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p> 受取配当金 1,066百万円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p> 受取配当金 743百万円</p> |

（株主資本等変動計算書関係）

第52期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式（株） | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式（株） | 85,000 | 24,600 | - | 109,600 |

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(百万円) |
|------|------------------------|------------------|--------------------|-----------|---------|------------|---------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,559,100 | - | 231,000 | 19,328,100 | - |
| | 平成21年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | - | 1,702,800 | - | 1,702,800 | - |
| | 平成22年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 2,310,000 | - | 2,310,000 | - |
| 合計 | | | 19,559,100 | 4,012,800 | 231,000 | 23,340,900 | - |

- （注）1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
 2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成22年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 305 | 1.55 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成23年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,502 | 7.63 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月22日 |

第53期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|------------|------------|---------|
| 普通株式(株) | 109,600 | 14,283,400 | 14,283,400 | 109,600 |

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(百万円) |
|------|--------------------|------------------|--------------------|-----------|---------|------------|---------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | 平成21年度ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,328,100 | - | 112,200 | 19,215,900 | - |
| | 平成21年度ストックオプション(2) | 普通株式 | 1,702,800 | - | 26,400 | 1,676,400 | - |
| | 平成22年度ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| | 第1回新株予約権 | 普通株式 | - | 2,955,200 | - | 2,955,200 | - |
| | 平成23年度ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 6,101,700 | 9,900 | 6,091,800 | - |
| 合計 | | | 23,340,900 | 9,056,900 | 148,500 | 32,249,300 | - |

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成23年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

5 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株、第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 1,502 | 7.63 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月22日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,468 | 7.46 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月19日 |

(リース取引関係)

| 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | | 第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | |
|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | | オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 731百万円 | 1年内 | 740百万円 |
| 1年超 | 2,234百万円 | 1年超 | 1,548百万円 |
| 合計 | 2,966百万円 | 合計 | 2,288百万円 |

(金融商品関係)

第52期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図って

おります。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 21,290 | 21,290 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 6,173 | 6,173 | - |
| (3) 未収収益 | 422 | 422 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 6,882 | 6,882 | - |
| (5) 関係会社株式 子会社株式 | 1,404 | 1,672 | 268 |
| (6) 未払金 | (3,354) | (3,354) | - |
| (7) 未払費用 | (3,253) | (3,253) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 21,290 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,173 | - | - | - |
| 未収収益 | 422 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 5,733 | 556 | 421 |
| 合計 | 27,885 | 5,733 | 556 | 421 |

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 17,352 | 17,352 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,872 | 5,872 | - |
| (3) 未収収益 | 543 | 543 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 2,854 | 2,854 | - |
| (5) 関係会社株式 関連会社株式 | 1,404 | 1,615 | 210 |
| (6) 未払金 | (3,086) | (3,086) | - |
| (7) 未払費用 | (2,807) | (2,807) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 17,352 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,872 | - | - | - |
| 未収収益 | 543 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 362 | 479 | 439 |
| 合計 | 23,768 | 362 | 479 | 439 |

（有価証券関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------|----------|-------|-----|
| 子会社株式 | 1,404 | 1,672 | 268 |
| 合 計 | 1,404 | 1,672 | 268 |

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取 得 原 価 | 差 額 |
|--------------------------|-------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株 式 | 31 | 7 | 24 |
| | そ の 他 | 5,560 | 5,363 | 196 |
| | 小 計 | 5,591 | 5,370 | 220 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | そ の 他 | 1,291 | 1,404 | 113 |
| | 小 計 | 1,291 | 1,404 | 113 |
| 合 計 | | 6,882 | 6,775 | 107 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

| 種 類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----|---------|---------|
| 投資信託 | 144 | 49 | 0 |
| 合 計 | 144 | 49 | 0 |

第53期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------|----------|-------|-----|
| 関連会社株式 | 1,404 | 1,615 | 210 |
| 合 計 | 1,404 | 1,615 | 210 |

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取 得 原 価 | 差 額 |
|----------------------|-------|----------|---------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 35 | 7 | 28 |
| | そ の 他 | 1,177 | 999 | 177 |
| | 小 計 | 1,212 | 1,006 | 206 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | そ の 他 | 1,642 | 1,784 | 141 |
| | 小 計 | 1,642 | 1,784 | 141 |
| 合 計 | | 2,854 | 2,790 | 64 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種 類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----|---------|---------|
| 投資信託 | 112 | 1 | 0 |
| 合 計 | 112 | 1 | 0 |

(持分法損益等)

| 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
|--|--|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054 | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927 |

(退職給付関係)

| 第52期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-------------|-----|---------------|----|-------------|-----|--------|----|--------|----|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------------|-----|--|----------|-----|-------------|-----|---------------|----|-------------|-----|--------|----|--------|----|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------------|-----|
| <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">890</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">818</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">165</td> </tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">305</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | イ 退職給付債務 | 890 | ロ 未積立退職給付債務 | 890 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 72 | ニ 退職給付引当金残高 | 818 | イ 勤務費用 | 95 | ロ 利息費用 | 14 | ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 30 | ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 165 | ホ 退職給付費用合計 | 305 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 1.6% | ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ バランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">985</td> </tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">985</td> </tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">77</td> </tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td> <td style="text-align: right;">907</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td> <td style="text-align: right;">168</td> </tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">307</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">勤続期間比例</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | イ 退職給付債務 | 985 | ロ 未積立退職給付債務 | 985 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 77 | ニ 退職給付引当金残高 | 907 | イ 勤務費用 | 97 | ロ 利息費用 | 14 | ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 | ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 168 | ホ 退職給付費用合計 | 307 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 1.4% | ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| イ 退職給付債務 | 890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 818 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 95 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 165 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 退職給付費用合計 | 305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 1.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付債務 | 985 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 985 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 77 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 907 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 97 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 168 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 退職給付費用合計 | 307 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 1.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（ストックオプション等関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|---|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 平成22年2月8日 | 平成22年8月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで | 同左 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員 1名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注) | 普通株式 2,310,000株 |
| 付与日 | 平成22年8月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況
ストックオプション（新株予約権）の数

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 19,559,100 | - |
| 付与 | 0 | 1,702,800 |
| 失効 | 231,000 | 0 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 19,328,100 | 1,702,800 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定前(株) | |
| 期首 | - |
| 付与 | 2,310,000 |
| 失効 | 0 |
| 権利確定 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,310,000 |
| 権利確定後(株) | |
| 期首 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 権利未行使残 | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1 | 0 |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

第53期(自 平成23年4月1日至 平成24年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|---|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 平成22年2月8日 | 平成22年8月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで | 同左 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員 1名 | 当社の従業員 186名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数(注) | 普通株式 2,310,000株 | 普通株式 6,101,700株 |
| 付与日 | 平成22年8月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで | 平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年2月8日 | 平成22年8月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 19,328,100 | 1,702,800 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 112,200 | 26,400 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 19,215,900 | 1,676,400 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年8月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 2,310,000 | - |
| 付与 | 0 | 6,101,700 |
| 失効 | 0 | 9,900 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,310,000 | 6,091,800 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 737 (注) 3 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

| 第52期 (平成23年3月31日) | 第53期 (平成24年3月31日) |
|--|--|
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) | 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) |
| 繰延税金資産(流動) | 繰延税金資産(流動) |
| 賞与引当金繰入超過額 886 | 賞与引当金繰入超過額 775 |
| その他 255 | その他 309 |
| 1,142 | 1,084 |
| 繰延税金資産(固定) | 繰延税金資産(固定) |
| 投資有価証券等評価損 60 | 投資有価証券等評価損 52 |
| 関係会社株式評価損 185 | 関係会社株式評価損 205 |
| 退職給付引当金超過額 333 | 退職給付引当金超過額 329 |
| 固定資産減価償却超過額 234 | 固定資産減価償却超過額 190 |
| その他 99 | その他 28 |
| 912 | 806 |
| 繰延税金資産合計 2,054 | 繰延税金資産小計 1,890 |
| | 評価性引当金 61 |
| 繰延税金負債(固定) | 繰延税金資産合計 1,829 |
| その他有価証券評価差額金 43 | 繰延税金負債(固定) |
| 繰延税金負債合計 43 | その他有価証券評価差額金 22 |
| 繰延税金資産の純額 2,010 | 繰延税金負債合計 22 |
| | 繰延税金資産の純額 1,807 |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 40.6% | 法定実効税率 40.6% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.7% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 7.3% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.6% |
| 海外子会社の留保利益の影響額等 0.5% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 3.8% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.5% | 海外子会社の留保利益の影響額等 2.7% |
| | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.0% |

| 第52期 (平成23年3月31日) | 第53期 (平成24年3月31日) |
|----------------------|---|
| | <p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が4百万円、それぞれ増加しております。</p> |

（関連当事者情報）

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------|--------|-------------------|-------|---------------------------|---------------|---|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 住友信託銀行株式会社 | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託銀行業 | (被所有) 直接 98.60 (注)2 | 投資信託受益証券の募集販売 | 信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注)1 | 308 | 未払手数料 | 24 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600 株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千SGD) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) |
|-----|--|---------|--------------------|-------------|-------------------|-----------|-----------|---------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management Singapore Limited | シンガポール国 | 115,000 | アセットマネジメント業 | 直接 100.00 | - | 増資の引受(注)1 | 7,351 |

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|-------|----------|
| 資産合計 | 9,325百万円 |
| 負債合計 | 1,342百万円 |
| 純資産合計 | 7,982百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 営業収益 | 9,228百万円 |
| 税引前当期純利益 | 3,523百万円 |
| 当期純利益 | 2,729百万円 |

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|---------------|-------|---------------------|---------------|-------------|-----------|----|-----------|
| 親会社 | 住友信託銀行株式会社(注)3 | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託銀行業 | (被所有) 直接 91.34 (注)2 | 投資信託受益証券の募集販売 | 自己株式の取得(注)1 | 8,700 | - | - |

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600株)を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--|---------|---------------|------------|-------------------|-----------|------------------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 252,000 | アセットマネジメント | 直接100.00 | - | 増資の引受(注1) | 8,095 | - | - |
| | | | | | | | 株式売買代金相当額の引受(注2) | 8,095 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limitedに社名を変更しております。
- DBS Asset Management Ltd(現社名Nikko Asset Management Asia Limited)株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited(現社名Nikko Asset Management International Limited)から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|----------|----------|
| 資産合計 | 9,309百万円 |
| 負債合計 | 1,103百万円 |
| 純資産合計 | 8,206百万円 |
| 営業収益 | 7,961百万円 |
| 税引前当期純利益 | 2,868百万円 |
| 当期純利益 | 2,181百万円 |

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

| | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 224円92銭 | 227円16銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 16円22銭 | 13円09銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第52期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第53期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--|---|---|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(百万円) | 3,195 | 2,570 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 3,195 | 2,570 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 196,926 | 196,278 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1)19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2)1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株 | 平成21年度ストックオプション(1)19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2)1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)6,091,800株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第52期 (平成23年3月31日) | 第53期 (平成24年3月31日) |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 44,287 | 44,729 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円) | 44,287 | 44,729 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 196,903 | 196,903 |

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- 2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
第53期事業年度 あらた監査法人
第54期中間会計期間 有限責任 あずさ監査法人

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(平成24年9月30日)

| 資産の部 | |
|------------|--------|
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 14,955 |
| 未収委託者報酬 | 4,974 |
| 未収収益 | 529 |
| 関係会社短期貸付金 | 63 |
| 繰延税金資産 | 473 |
| その他 | 2 |
| 流動資産合計 | 22,092 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 1 |
| 無形固定資産 | 73 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 3,794 |
| 関係会社株式 | 24,340 |
| 関係会社長期貸付金 | 313 |
| 長期差入保証金 | 770 |
| 繰延税金資産 | 779 |
| 投資その他の資産合計 | 29,996 |
| 固定資産合計 | 30,279 |
| 資産合計 | 52,371 |

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(平成24年9月30日)

| | | |
|--------------|---|--------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 2,741 |
| 未払費用 | | 2,622 |
| 未払法人税等 | | 124 |
| 未払消費税等 | 3 | 112 |
| 賞与引当金 | | 810 |
| 役員賞与引当金 | | 105 |
| その他 | | 291 |
| 流動負債合計 | | 6,807 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 952 |
| その他 | | 55 |
| 固定負債合計 | | 1,007 |
| 負債合計 | | 7,814 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 22,055 |
| 利益剰余金合計 | | 22,055 |
| 自己株式 | | 68 |
| 株主資本合計 | | 44,571 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 14 |
| 評価・換算差額等合計 | | 14 |
| 純資産合計 | | 44,585 |
| 負債純資産合計 | | 52,371 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| | | 第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日) |
|--------------|---|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 24,943 |
| その他営業収益 | | 928 |
| 営業収益合計 | | 25,872 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 24,332 |
| 営業利益 | | 1,540 |
| 営業外収益 | 2 | 577 |
| 営業外費用 | 3 | 70 |
| 経常利益 | | 2,047 |
| 特別損失 | 4 | 1 |
| 税引前中間純利益 | | 2,046 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 106 |
| 法人税等調整額 | | 586 |
| 中間純利益 | | 1,352 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | | 第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日) |
|----------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 17,363 |
| 当中間期末残高 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 5,220 |
| 当中間期末残高 | | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 5,220 |
| 当中間期末残高 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 22,172 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 1,468 |
| 中間純利益 | | 1,352 |
| 当中間期変動額合計 | | 116 |
| 当中間期末残高 | | 22,055 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 22,172 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 1,468 |
| 中間純利益 | | 1,352 |
| 当中間期変動額合計 | | 116 |
| 当中間期末残高 | | 22,055 |

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日)

| | |
|---------------------------|--------|
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | 68 |
| 当中間期末残高 | 68 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 44,687 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,468 |
| 中間純利益 | 1,352 |
| 当中間期変動額合計 | 116 |
| 当中間期末残高 | 44,571 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 42 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 56 |
| 当中間期変動額合計 | 56 |
| 当中間期末残高 | 14 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 42 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 56 |
| 当中間期変動額合計 | 56 |
| 当中間期末残高 | 14 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 44,729 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,468 |
| 中間純利益 | 1,352 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 56 |
| 当中間期変動額合計 | 172 |
| 当中間期末残高 | 44,556 |

会計方針の変更等

| |
|---|
| <p>第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p> |
| <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> |

重要な会計方針

| 項目 | 第54期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日) |
|-----------------------------|---|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |
| 4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> |

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 第54期中間会計期間 (平成24年9月30日) | |
|--|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,625百万円 |
| 2 信託資産 | |
| その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 | |
| 3 消費税等の取扱い | |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 | |
| 4 保証債務 | |
| 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務91百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務37百万円に対して保証を行っております。 | |

（中間損益計算書関係）

| 第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) | |
|---|--------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 44百万円 |
| 無形固定資産 | 12百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 4百万円 |
| 受取配当金 | 570百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 9百万円 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 1百万円 |
| 支払源泉所得税 | 55百万円 |
| 4 特別損失のうち主要なもの | |
| 固定資産処分損 | 1百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第54期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式（株） | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 普通株式（株） | 109,600 | - | - | 109,600 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計期間末残高(百万円) |
|--------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|------------|-----------------|
| | | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 | |
| 平成21年度ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,215,900 | - | 2,237,400 | 16,978,500 | - |
| 平成21年度ストックオプション(2) | 普通株式 | 1,676,400 | - | 49,500 | 1,626,900 | - |
| 平成22年度ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 2,955,200 | - | - | 2,955,200 | - |
| 平成23年度ストックオプション(1) | 普通株式 | 6,091,800 | - | 158,400 | 5,933,400 | - |
| 合計 | | 32,249,300 | - | 2,445,300 | 29,804,000 | - |

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成24年5月28日取締役会 | 普通株式 | 1,468 | 7.46 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月19日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) | |
|---|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 740百万円 |
| 1年超 | 1,178百万円 |
| 合計 | 1,918百万円 |

(金融商品関係)

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください。）。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-------------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 14,955 | 14,955 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 4,974 | 4,974 | - |
| (3) 未収収益 | 529 | 529 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 3,646 | 3,646 | - |
| (5) 関係会社株式 関連会社株式 | 1,404 | 1,523 | 119 |
| (6) 未払金 | (2,741) | (2,741) | - |
| (7) 未払費用 | (2,622) | (2,622) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

（有価証券関係）

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|------------|-------|-----|
| 関連会社株式 | 1,404 | 1,523 | 119 |
| 合計 | 1,404 | 1,523 | 119 |

（注）子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|-----|------------|-------|-----|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | 29 | 7 | 22 |
| | その他 | 1,670 | 1,505 | 165 |
| | 小計 | 1,700 | 1,512 | 187 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | その他 | 1,946 | 2,157 | 211 |
| | 小計 | 1,946 | 2,157 | 211 |
| | 合計 | 3,646 | 3,670 | 23 |

（注）1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（持分法損益等）

| 第54期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) | |
|---|----------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 | |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 | 4,297百万円 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 | 6,089百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 323百万円 |

（ストックオプション等関係）

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

（ 1株当たり情報 ）

| 項目 | 第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 226円28銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 6円86銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) |
|--|---|
| 1株当たり中間純利益金額 | |
| 中間純利益（百万円） | 1,352 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益（百万円） | 1,352 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 196,903 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション（1）16,978,500株、平成21年度ストックオプション（2）1,626,900株、平成22年度ストックオプション（1）2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション（1）5,933,400株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第54期中間会計期間 (平成24年9月30日) |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円） | 44,556 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円） | 44,556 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株） | 196,903 |

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年4月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 涉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興GSグロス・マーケット・ファンドの平成24年8月29日から平成25年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興GSグロス・マーケット・ファンドの平成25年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月29日から平成25年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽太典明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。